

4 事務事業の見直しに当たっての具体的な取組方針について

基本的な考え方	主な取組	具体的な取組	備考
<p>1 県の役割の明確化</p> <p>県が本来担うべき役割を十分に果たす観点から、聖域なく事務事業を見直します。</p>	<p>(1) 民間との役割分担</p> <p>「民間にできることは民間に」を徹底し、県は県でしか担えない役割への重点化を推進します。</p> <p>(2) 市町村との役割分担</p> <p>「住民に身近なサービスは住民に最も身近な市町村で」を基本に、県は広域的・専門的な観点から必要な役割を果たすとともに、ノウハウの提供等を通じて支援を強化します。</p>	<p>民間と競合する事業は廃止します。</p> <p>国庫補助事業に県単で上乗せしている補助金は廃止します。</p> <p>国庫補助の対象にならない事業に対する（いわゆる横出し）県単補助金で、全国の実施率が1/2に満たないものは廃止します。</p> <p>協議会等による事業で県だけが費用負担しているものは廃止します。</p> <p>継続が必要な事業は、全国で最もスリムな事例を参考に見直します。</p> <p>補助率は、ソフト1/2、ハード4/10を上限とします。</p> <p>県職員直営の支援への移行（ゼロ予算化）が可能な補助金は廃止します。</p> <p>市町村に対し地方交付税措置されている事業は廃止します。</p> <p>国庫補助事業に県単で上乗せしている補助金は廃止します。</p> <p>国庫補助の対象にならない事業に対する（いわゆる横出し）県単補助金で、全国の実施率が1/2に満たないものは廃止します。</p> <p>継続が必要な事業は、全国で最もスリムな事例を参考に見直します。</p> <p>補助率は、ソフト1/2、ハード4/10を上限とします。</p> <p>市町村の財政力指数等により補助率を変更します。</p> <p>同一市町村（平成16年12月31日現在）内で完結する県道は市町村に移管します。</p> <p>権限移譲交付金を除き、市町村総合交付金は補助金同様に見直します。</p>	
<p>2 県民ニーズへの的確な対応</p> <p>県民ニーズや現状の課題を踏まえ、ゼロベースで事業の必要性・必要量を見直します。</p>	<p>(1) 県民ニーズの徹底検証</p> <p>個々の事業の費用対効果を十分に検証するとともに、県民ニーズや現状の課題解決に直接結びつかない事業は廃止するか、事業手法を見直します。</p>	<p>全国の実施率が1/2に満たない事業は廃止します。</p> <p>当面休止しても県民生活に著しい支障が生じない事業は休止します。</p> <p>継続が必要な事業は、全国で最もスリムな事例を参考に見直します。</p> <p>利用実績の少ない貸付金等は、廃止するか、貸付枠を縮小します。</p>	

基本的な考え方	主な取組	具体的な取組	備考
	<p>(2) 外郭団体（出資法人等）の見直し</p> <p>県出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な県の関わり方を抜本的に見直します。</p>	<p>県から外郭団体への職員派遣のうち必要性の乏しいものは引き揚げます。</p> <p>外郭団体への補助金、交付金、委託料のうち必要性の乏しいものは廃止、必要なものもスリム化します。</p> <p>繰越金等内部留保のある外郭団体への補助金は当分の間休止します。</p>	
<p>3 「最少の費用で最大の効果」の実現</p>	<p>(1) 費用対効果の徹底検証</p> <p>NPOをはじめ民間活力の活用などにより事業手法を見直します。</p>	<p>他県、民間等に比べ高コストの事業は廃止するか・実施方法を変更します。</p> <p>職員直営で実施可能な事業は廃止してゼロ予算化します。</p> <p>全国的に実施されている事業は最もスリムな事例を参考に見直します。</p> <p>義務設置の審議会等を積極的に活用し、不要な任意の協議会等は廃止します。</p> <p>審議会等の委員数を見直します。</p> <p>無利子貸付金の有利子化を進めます。</p>	
<p>4 持続可能な制度の確立等</p> <p>持続可能な制度の確立に向けて、受益と負担のバランスを最適化します。</p>	<p>(1) 持続可能なセーフティネットの確立</p> <p>県民生活の安全に直接関わる事業や社会的弱者の生活支援に関する事業については、セーフティネットとしての機能の維持に十分な配慮を講じながら、持続可能な制度に移行します。</p> <p>(2) 受益者負担の適切な導入</p>	<p>持続可能な制度とするため、県単医療費公費負担における自己負担額の引き上げ、所得制限の導入を図ります。</p> <p>県民負担の公平性を確保する観点から、受益者負担の適切な導入、見直しを行います。</p>	
<p>5 その他の見直し</p>	<p>(1) 公共事業等（投資的経費）の見直し</p> <p>(2) 行財政改革大綱の着実な実施</p>	<p>集中改革期間における大規模施設や公共事業等の新規事業（箇所）着手は行いません。</p> <p>事業費を同規模団体と同水準まで削減します。</p> <p>行財政改革大綱に掲げた目標は確実に実施します。</p>	